

町制施行 70 周年記念福島檜葉大阪物産フェアイベント業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 委託業務の名称

町制施行 70 周年記念福島檜葉大阪物産フェアイベント業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 6 月下旬(契約締結の日)～ 令和 9 年 2 月 26 日

(4) 委託上限額

14,148 千円(消費税及び地方消費税を含む)以内

(5) 発注者及び担当者

福島県檜葉町

農林水産課 新田

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6

電話 0240-23-6104

メール nourin-n@town.naraha.lg.jp

2 参加要件

参加者は、公示日までに次に掲げる事項の全てを満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 檜葉町暴力団排除条例(平成 26 年 6 月 20 日条例第 9 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等の統制の下にある者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生号に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、この限りではない。

4 参加に関する制限

次に掲げるものは、本プロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 町制施行70周年記念福島檜葉大阪物産フェアイベント業務委託選定審査委員会の委員（以下「委員」という。）
- (2) 委員及びその親族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (3) 町職員で対象建築物の事業担当または契約担当課に所属する者

5 配布資料

- (1) 仕様書

6 質疑応答

- (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。

- (2) 質問方法

- ① 質問書（様式1）を使用すること
- ② 令和8年5月27日（水）17時までに提出すること
- ③ 本要領2（6）に掲げる担当宛に電子メールで提出すること。また、電子メールのタイトルを「【プロポーザル質問】」とすること。

- (3) 回答方法

令和8年5月28日（木）以降、檜葉町HPに回答を掲載する。なお、業者の指名数及び名称に関する質問には回答しない。

7 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出

- (1) 参加表明書及び企画提案書の提出

次に掲げる書類を各部数提出すること

提出書類	様式等	提出部数等
ア 参加表明書	様式2	1部
イ 会社概要	任意	会社パンフレット等1部
ウ 業務実績	様式3	1部 ・記載した実績を証明する資料（契約書等）を添付すること
エ 企画提案書	様式4	1部

オ コンセプト・基本的な考え方	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・オ～キ全体で 20 枚以内とし、左上をホチキス止めすること ・参加者を特定できるような記載を避けること ・専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現をすること
カ 実施体制等 ・責任者、担当者、業務分担 ・再委託又は協力先がある場合は、その相手方と理由	任意	
キ 企画提案	任意	

(2) 提出方法

① 受付期間

本プロポーザルの公示日から令和 8 年 6 月 1 日（月） 12 時まで

② 提出先

本要領 1（6）に掲げる担当

③ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く 9 時～17 時に受け付ける

(3) その他

① 質疑を確認のうえ記載、提出すること

② 提出期限後の差し替え、再提出は認めない

③ 参加表明書提出後にこれを取り下げの場合は、辞退届（様式 4）を提出すること

9 審査方法等

(1) 参加要件審査

① 提出された参加表明書等に基づき審査を行い、企画提案書等の提出を求める者として選定する。

② 審査結果とともにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する旨を通知する。

(2) 企画提案審査

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日 時 令和 8 年 6 月 17 日（水） 14 時から

イ 会 場 檜葉町役場 3 階大会議室

ウ 出席者 本業務に係る総括責任者他 1 事業者 2 名以内とする。

エ その他

・プレゼンテーションは 1 事業者 15 分（準備時間を含む）以内とし、

その後 10 分程度のヒアリングを行う。

- ・参加者毎の開始時間は別途通知する。
- ・提出書類以外の資料を使うことはできない。
- ・プレゼンテーションにおいて、参加者が特定できる資料や表現は使わないこと。
- ・プロジェクターの使用は可能とし、使用する場合は事前に事務局へ連絡すること。なお、PC は持参すること。
- ・パネルの使用は認めない。

② 審査は、町制施行 70 周年記念福島檜葉大阪物産フェアイベント業務委託受託候補者選定審査委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、以下基準により審査を行い、最も優れた企画提案書の提出者（以下「受託予定者」という）と次順位の技術提案書の提出者（以下「次点者」という）を特

③

④ 定する。

- ア 事業者評価（実績）
- イ 業務実施体制の評価
- ウ 理解度、業務実施方針
- エ 特定テーマに対する企画提案
- オ プレゼンテーション、ヒアリング

⑤ 審査結果は、審査対象者に通知する。

⑥ 審査及び評価の結果は、本プロポーザル手続き完了後に受託予定者及び次点者を町HPにて公表する。

10 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載及び重大な不備があった場合
- (3) 本プロポーザルの公示以後、参加者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 履行が困難と認められるに至った場合
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合
- (6) 提案した費用が委託上限額を超えている場合
- (7) その他、審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない事情が認められた場合

11 プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 公示 | 令和8年5月20日(水) |
| (2) 質問書の提出 | 令和8年5月27日(水) 17時まで |
| (3) 質問書への回答 | 令和8年5月28日(木)以降 |
| (4) 参加表明書・企画提案書の受付 | 令和8年6月1日(月) 12時まで |
| (5) 参加要件審査 | 令和8年6月1日(月) |
| (6) プレゼンテーション等実施通知 | 令和8年6月1日(月) 発送 |
| (7) プレゼンテーション
・ヒアリング審査 | 令和8年6月17日(水) 14時から |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年6月17日(水) |
| (9) 審査結果の公表 | 令和8年6月下旬 |
| (10) 見積書の提出 | 令和8年6月下旬 |
| (11) 契約締結 | 令和8年6月下旬 |

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルで選定された業者を業務委託予定者とし、見積徴取を経て正式契約を交わす。契約が不調となった場合は、第二順位の業者と協議を行う。